

医政経発0209第2号  
保医発0209第2号  
令和4年2月9日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省医政局経済課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

#### 医療機器に係る保険適用希望書の提出方法等について

今般、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和4年2月9日医政発0209第3号、保発0209第4号。以下「取扱い通知」という。）が定められたところであるが、医療機器に係る保険適用希望書の具体的な提出方法等の手続を別紙のとおり定め、令和4年4月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の関係機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

なお、従前の令和2年2月7日医政経発0207第2号、保医発0207第2号当職通知は、令和4年3月31日をもって廃止する。

医療機器に係る保険適用希望書の提出方法等について

1 医療機器の保険適用希望書の提出方法について

- (1) 保険適用を希望する医療機器の製造販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する承認若しくは認証を受けた医療機器、又は届出（承認された事項の一部の変更に係る計画（以下「変更計画」という。）に従った変更に係る届出を含む。）が受理された医療機器について、保険適用希望書の電子媒体を、薬事承認書、認証書並びに届書及び届出が受理された日付が確認できる資料の写しの電子媒体と共に医政局経済課へ提出すること。なお、既に保険適用されている医療機器について、医薬品医療機器等法上、届出から承認若しくは認証に変更又は承認から認証に変更となった場合は、直前の薬事承認書又は届書の写しを添付すること。
- (2) 決定区分 A 1（包括）（別に定める医療機器以外の医療機器に限る。）（収載後に使用成績を踏まえた再評価に係る申請（以下「チャレンジ申請」という。）を希望しないものに限る。）及び A 2（特定包括）（チャレンジ申請を希望しないものに限る。）は、保険適用希望書等の電子媒体を、並びに決定区分 B 1（既存機能区分）（チャレンジ申請を希望しないものに限る。）は機能区分ごとに、保険適用希望書等の電子媒体を、医政局経済課宛てに電子メール（kiki-kibousyo@mhlw.go.jp）にて、又は CD-R 等（フロッピーディスク及び USB メモリは不可）に保存して提出すること。また、決定区分 A 1（包括）（チャレンジ申請を希望するものに限る。）、A 2（特定包括）（チャレンジ申請を希望するものに限る。）、A 3（既存技術・変更あり）、B 1（既存機能区分）（チャレンジ申請を希望するものに限る。）、B 2（既存機能区分・変更あり）、B 3（期限付改良加算・暫定機能区分）、C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）及び R（再製造）は、保険適用希望書等の電子媒体を、医政局経済課宛てに電子メール（kikihoken@mhlw.go.jp）にて、又は CD-R 等（フロッピーディスク及び USB メモリは不可）に保存して提出すること。
- (3) 保険適用希望書を提出する際、既に、医薬品医療機器等法に規定する承認若しくは認証が行われていること又は届出が受理されていることが確認されたにもかかわらず、薬事承認書、認証書又は届書の写しを添付することが困難と認められる場合には、承認、認証又は届出内容と同等の薬事承認申請書及び承認が行われた日付が確認できる資料、認証申請書及び認証が行われた日付が確認できる資料又は届書及び届出が受理された日付が確認できる資料を添付して提出しても差し支えない。この場合、薬事承認申請書と承認内容との間、認証申請書と認証内容との間又は届書と届出内容に相違がある場合は、その内容を記載した書類を添付するとともに、薬事承認書、認証書又は届書の写しを保険適用される月の前月の末日から起算して 5 日前（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日（以下「休日等」という。）を除いて計算する日数とする。）までに、速やかに提出するものとする。
- (4) 保険適用希望書の記載方法及び添付資料

保険適用希望書及び添付資料は、別添の記載要領にしたがって記載すること。

決定区分 A 2（特定包括）及び B 1（既存機能区分）については、薬事承認書、認証書又は届書の写しに加え、様式 1 - 1、1 - 2（様式 1 - 2 については、決定区分 B 1（既存機能区分）であって、平成 28 年 4 月 1 日以降に新設された機能区分に該当する場合に限る。）及び 2 - 1 の資料を各希望書に添付すること。なお、決定区分 B 1 で申請し、収載後にチャレンジ申請を希望する場合にはは

の記載に従い、様式 3 - 4 及び関連資料を添付すること。

決定区分 A 3 (既存技術・変更あり) 及び B 2 (既存機能区分・変更あり) については、保険適用希望書に以下の資料を次の順に添付すること。

ア 様式 1 ~ 9 より必要に応じ選択

イ 注意事項等情報

ウ 薬事承認書及び承認申請書の写し、薬事認証書及び認証申請書の写し、又は届出書の写し

エ 薬事承認申請書添付資料の写し、又は認証申請書添付資料の写し

決定区分 B 3 (期限付改良加算・暫定機能区分)、C 1 (新機能)、C 2 (新機能・新技術)、R (再製造) については、保険適用希望書に以下の資料を次の順に添付すること。

ア 様式 1 ~ 9 より必要に応じ選択

イ 注意事項等情報

ウ 薬事承認書及び承認申請書の写し、又は薬事認証書及び認証申請書の写し

エ 薬事承認申請書添付資料の写し、又は認証申請書添付資料の写し

オ 薬事承認審査報告書の写し (薬事承認審査時に作成された場合に限る。)

カ 医療上の効能又は効果及び医療経済上の有用性を明らかにする対照試験成績を含む内外の文献 (治験成績を含む。以下同じ。 ) 一覧及び文献

キ 医療機関向け取扱い説明書及びパンフレット

決定区分 C 1 (新機能) 又は C 2 (新機能・新技術) について原価計算方式による基準材料価格の算定を希望する医療機器であって、製造販売業者が希望する係数を用いた原価計算方式による算定を希望する場合には、当該係数を用いた保険適用希望書を提出することができる。

決定区分 C 1 (新機能) 又は C 2 (新機能・新技術) について迅速な保険導入に係る評価を希望する場合は、次のいずれの要件も満たすことが確認できる資料をそれぞれ保険適用希望書に添付すること。

ア 日本での医薬品医療機器等法に基づく承認申請がアメリカ合衆国への食品医薬品化粧品法に基づく承認申請又は市販前届出を完了した日から 180 日以内であること (アメリカ合衆国への食品医薬品化粧品法に基づく承認申請又は市販前届出前を含む。)

イ 医薬品医療機器等法に基づく総審査期間のうち、申請者側の期間が新医療機器の優先品目の場合には 90 日以内、新医療機器の通常品目の場合には 180 日以内、改良医療機器の臨床ありの場合には 105 日以内であること

決定区分 A 1 (包括)、A 2 (特定包括)、A 3 (既存技術・変更あり)、B 1 (既存機能区分)、B 2 (既存機能区分・変更あり)、B 3 (期限付改良加算)、C 1 (新機能) 及び C 2 (新機能・新技術) (特定保険医療材料として評価を希望する場合に限る。 ) について収載後にチャレンジ申請を希望する場合は、様式 3 - 4 に当該医療機器についてチャレンジ申請を行うことが妥当な根拠、データの収集及び評価の計画を記載し、その関連資料を添付すること。

(5) 審査に係る標準的な事務処理期間について

決定区分 A 1 (包括) (収載後にチャレンジ申請を希望するものに限る。 )、A 2 (特定包括) (収載後にチャレンジ申請を希望するものに限る。 )、A 3 (既存技術・変更あり)、B 1 (既存機能区分) (収載後にチャレンジ申請を希望するものに限る)、B 2 (既存機能区分・変更あり)、B 3 (期限付改良加算・暫定機能区分)、C 1 (新機能)、C 2 (新機能・新技術) 又は R (再製造) を希望する医療機器について、暦月により審査に必要な標準的な事務処理期間がそれぞれ 80 日以上又は 100 日以上確保されない場合にあっては、別に指示する期間内に該当する区分を決定する。

(6) 医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認又は認証事項の一部変更認証された場合等の取扱い、あるいは承認された事項の一部の変更に係る計画 (以

下「変更計画」という。)に従った変更を行う旨を届け出た場合等の取扱いについて

既に保険適用されている医療機器が一部変更承認又は一部変更認証された場合、あるいは変更計画に従った変更を行う旨を届け出た場合であって、当該一部変更あるいは変更計画に従った変更によりその「販売名」、「製品名・製品コード」、「使用目的又は効果」又は該当する機能区分等(決定区分A2(特定包括)については特定診療報酬算定医療機器の区分を、B1(既存機能区分)については材料価格基準の機能区分をいう。以下同じ。)のいずれかが変更となる場合は、最終一部変更時の薬事承認書又は認証書、あるいは最終の変更計画に従った変更時の変更計画に従った変更に係る届書(以下「変更届書」という。)の写し並びに添付文書及び保険適用希望書を提出する。その際、最終一部変更あるいは変更計画に従った変更時に「使用目的又は効果」、「形状、構造及び原理」、「原材料」又は「使用方法」の変更がなかった場合はそれらの項目について最新の情報が記載されている過去の薬事承認書、認証書又は変更届書の写しを併せて提出すること。

既に保険適用されている医療機器が一部変更承認又は一部変更認証された場合、あるいは変更計画に従った変更を行う旨を届け出た場合であって、当該一部変更、あるいは変更計画に従った変更により該当する機能区分等が変更となり、変更後の機能区分等が既存の機能区分等に該当する場合は、保険適用希望書に変更事項を明記のうえ提出すること。

既に保険適用されている医療機器が一部変更承認又は一部変更認証された場合、あるいは変更計画に従った変更を行う旨を届け出た場合であって、当該一部変更あるいは変更計画に従った変更により該当する機能区分等が変更となり、変更後の機能区分等が既存の機能区分等に該当しない場合は、決定区分A3(既存技術・変更あり)、B2(既存機能区分・変更あり)、B3(期限付改良加算・暫定機能区分)、C1(新機能)又はC2(新機能・新技術)として新たに保険適用希望書を提出すること。

既に保険適用されている医療機器について、一部変更承認又は一部変更認証、あるいは変更計画に従った変更以外の理由により、当該保険適用の前提となっている既に提出された保険適用希望書の「製品名・製品コード」欄の記載内容に変更が生じた場合は、保険適用希望書に変更事項を明記のうえ提出すること。

既に保険適用されている医療機器が一部変更承認若しくは一部変更認証された場合、あるいは変更計画に従った変更又は既に保険適用されている機能区分の定義等が変更された場合であって、当該変更あるいは変更計画に従った変更により該当する機能区分等が変更となるか否かについて疑義が生じた場合には、医政局経済課に事前相談すること。

## 2 製造販売業者からの意見聴取

製造販売業者からの意見聴取の時期及び場所は、医政局経済課から製造販売業者に対し直接連絡し、随時実施するものとする。

## 3 保険適用不服意見書の提出方法について

製造販売業者は、通知された決定案について保険適用不服意見書を提出する場合は、その根拠となる資料とともに、当該通知を受けた日から起算して7日以内(ただし、休日等を除いて計算する日数とする。)に医政局経済課へ提出すること。

ただし、根拠となる資料を保険適用不服意見書と併せて提出することが困難と認められる場合には、当該不服意見書を提出した日から起算して14日以内(ただし、休日等を除いて計算する日数とする。)に提出することができる。

なお、通知された決定案について同意する場合には、同意書を、当該通知を受けた日から7日以内(ただし、休日等を除いて計算する日数とする。)に医政局経済課へ

提出すること。

#### 4 新規品の保険適用等について

取扱い通知の2の(2)、3の(5)及び4の(6)のとおりとする。ただし、3月、6月、9月及び12月を基準として保険適用する場合にあっては保険適用開始月の1月前の末日までに決定区分B3(期限付改良加算・暫定機能区分)、C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)と決定されたものに限る。

#### 5 外国価格報告書の提出方法について

- (1) 製造販売業者は、毎年、各機能区分に属する医療機器の外国(平成24年3月までに基準材料価格を決定した機能区分についてはアメリカ合衆国、連合王国、ドイツ及びフランスに限り、平成24年4月以降に基準材料価格を決定した機能区分についてはアメリカ合衆国、連合王国、ドイツ、フランス及びオーストラリアに限る。)での価格について、外国価格報告書に記載して、別途連絡する方法により医政局経済課へ提出すること。
- (2) 通知された外国価格再算定案について、当該機能区分に属する製品の製造販売業者に不服がある場合には、別に定める方法により再算定案不服意見書を必要な添付資料とともに医政局経済課へ提出すること。

#### 6 再算定候補機能区分及び技術料見直し要件該当性検討資料の提出方法等について

- (1) 市場拡大に基づく再算定の対象機能区分に該当すると考えられる機能区分について、当該機能区分に属する製品の製造販売業者は、「再算定候補機能区分及び技術料見直し要件該当性検討資料」及び市場における競合性が乏しいと考えられる製品についてはその妥当性に関する資料を別に定める日までに医政局経済課へ提出すること。
- (2) 技術料の見直し基準が設定された技術のうち、当該要件に該当すると考えられる技術に用いる医療機器の製造販売業者は、「再算定候補機能区分及び技術料見直し要件該当性検討資料」及び必要な添付資料を別に定める日までに医政局経済課へ提出すること。
- (3) 通知された市場拡大再算定案及び技術料の見直し案について、製造販売業者に不服がある場合に提出される再算定案不服意見書又は技術料見直し案不服意見書については、必要な添付資料とともに、医政局経済課へ提出すること。

#### 7 収載後にチャレンジ申請を行うことの妥当性が認められた医療機器の定期報告

収載後にチャレンジ申請を行うことの妥当性が認められた医療機器であって、定期報告が必要とされたものについては、権利付与後のデータ集積状況や臨床試験等の進捗を「収載後のチャレンジ申請に係る定期報告」(様式15)及び参考資料を別途定められた期限までに提出すること。なお、収載後のチャレンジ申請の希望を取り下げの場合にあっては、「収載後のチャレンジ申請に係る希望取下げ書」(様式16)により、理由及び収載からチャレンジ申請の希望の取下げまでのデータ集積状況を提出すること。

#### 8 医療機器の供給について

- (1) 当該医療機器において、安定供給が困難な事態に至るおそれがある場合には、遅滞なく医政局経済課に報告すること。なお、安定供給が困難な事態に至るおそれがある場合とは、以下のような場合をいう。  
製造所の移転や、医薬品医療機器等法に基づく当該医療機器の承認、認証又は届出について他社への承継を行う場合など、手続に時間を要する場合  
原材料等の入手が困難となった場合や、製造所に災害等の影響があった場合など、製造が困難な場合
- (2) 当該医療機器において、安定供給が困難な事態に至るおそれがあるが、後継品又は代替品があり、供給継続する意思がない場合には、「医療機器保険適用取

下げ書」(様式 14)を遅滞なく医政局経済課宛てに提出すること。

(3) 当該医療機器において、安定供給が困難な事態に至るおそれがあり、供給継続を前提としている場合には、「医療機器の安定供給に係る報告」(様式 12)を遅滞なく医政局経済課宛てに提出すること。報告後、計画に変更等が生じた場合についても、遅滞なく報告すること。

(4) 当該医療機器において、安定供給が困難な事態に至るおそれがあり、後継品又は代替品がなく、供給継続する意思がない場合には、「医療機器の安定供給に係る報告」(様式 12)を遅滞なく医政局経済課宛てに提出すること。報告後、原則として医政局経済課からの連絡を待って、供給先の医療機関等に対し、供給の停止を計画していることについて説明を行い、医療機関等への説明が終了したと判断した段階で、「医療機関等の説明結果報告」(様式 13)を遅滞なく提出すること。

なお、最終的に市場在庫がなくなる等、供給が完全に停止した場合には、「医療機器保険適用取下げ書」(様式 14)を遅滞なく医政局経済課の安定供給関連宛てに電子媒体で提出すること。

(5) 取下げ書等は、電子媒体を医政局経済課宛てに電子メール(kiki-supply@mhlw.go.jp)にて提出すること

## 9 事前相談体制の整備について

製造販売業者は、当該医療機器の保険適用及び安定供給に係る疑義が生じた場合には、事前に医政局経済課に相談するものとする。

(1) 保険適用に係る事前相談を希望する製造販売業者は予め様式 10 に希望日時及び相談事項等を記載し、医政局経済課(kikihoken@mhlw.go.jp)宛てに電子メールにて申込みを行うこと。

(2) 安定供給に係る事前相談を希望する製造販売業者は予め様式 11 に希望日時及び相談事項等を記載し、医政局経済課(kiki-supply@mhlw.go.jp)宛てに電子メールにて申込みを行うこと。

(3) 事前相談の日時が決定した場合は、医政局経済課より製造販売業者に対し連絡を行う。

## 10 その他

診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)が定められた機能区分のうち、別表第一医科診療報酬点数表(医科点数表)及び別表第二歯科診療報酬点数表(歯科点数表)に共通して規定される、別に定める特定保険医療材料の機能区分については、それぞれ保険適用希望書を提出する必要はなく、いずれかで保険適用希望書が提出する際に、保険適用希望書の備考欄にもう一方の機能区分についても記載された場合、もう一方の機能区分でも保険適用希望書が提出されたものとみなす。

医療機器保険適用希望資料

使用目的又は効果	
形状、構造及び原理	
原材料	
使用方法	
医療ニーズの高い医療機器への指定の有無	有          ・          無

推定適用患者数及び予測売上高根拠資料

推定適用患者数 (人 / 年間)		人 / 年間 (ピーク時 : 年度)	
初年度	人		
2年度	人		
3年度	人		
4年度	人		
5年度	人		
6年度	人		
7年度	人		
8年度	人		
9年度	人		
10年度	人		
その根拠			
本医療機器の予測売上高 (円 / 年間)		円 / 年間 (ピーク時 : 年度)	
	(販売金額)		本医療機器使用患者数
初年度	億円		人
2年度	億円		人
3年度	億円		人
4年度	億円		人
5年度	億円		人
6年度	億円		人
7年度	億円		人
8年度	億円		人
9年度	億円		人
10年度	億円		人
その根拠			



希望区分及び区分選定の根拠

希望区分の名称	
選定した根拠	
希望区分における類似製品の名称	
当該製品の概要	

類似機能区分及び類似機能区分選定の根拠

類似機能区分の名称	
選定した根拠	

類似機能区分がない根拠

既存の機能区分において類似機能区分がない根拠

補正加算適用の根拠（画期性加算又は有用性加算）

治験の有無	有 ・ 無
イ 臨床上有用な新規の機序について	
ロ 高い有効性又は安全性について	
ハ 対象疾病又は負傷の治療方法の改善について	

補正加算適用の根拠（改良加算・期限付改良加算）

治験の有無	有 ・ 無
イ	医療従事者への安全性について
ロ	廃棄処分等が環境に及ぼす影響について
ハ	患者にとっての安全性及び有効性について
ニ	小児等への適応の拡大について
ホ	安全かつ簡易な手技の可能性について
へ	耐久性の向上及び長期使用の可能性について
ト	患者にとっての在宅での療養の安全性及び容易性について
チ	生物由来原料等を除いた場合における機能の同等性について



チャレンジ申請を行うことの妥当性に関する資料

対象患者		既存治療 (比較対象)	
現状の課題			
当該製品の有用性			
保険適用時に有用性を評価できない理由			
評価方法	試験の種類		
	試験目的		
	対象患者		
	症例数及びその根拠		
	登録期間		
	評価期間		
	評価項目		
	解析計画		

本医療機器に関連する医療技術

( 技術の概要 )



様式 5

原価計算方式の資料

(総括表)

原 価 要 素		金 額 ( 円 )	備 考 ( 設定の根拠 )
原 材 料 費	原 料 費 ( 1 )		
	包 装 材 料 費 ( 2 )		
	労 務 費 ( 3 )		
	製 造 経 費 ( 4 )		
	小 計 ( 1 )		
一 般 管 理 販 売 費 ( 5 )			
研 究 開 発 費 ( 6 )			
営 業 利 益			
小 計 ( 2 )			
流 通 経 費			
小 計 ( 3 )			
消 費 税			
計			

注 1 輸入医療機器の場合は、輸入先国の価格の状況、日本以外の国への輸出価格の状況等の輸入原価設定の根拠となる資料を添付すること。

注 2 表中 1～6については、次の内訳の各項目の合計金額等を転記すること。

(内訳)

1 原料費

原 料 名	所要数量	単価 ( 円 )	金額 ( 円 )	備 考
合 計				( 1 )

2 包装材料費

品 名	所要数量	単価（円）	金額（円）	備 考
合 計				( 2 )

### 3 労務費

- 1) 製造フローチャート
- 2) 工程別作業時間一覧

	作 業 名	員数	作業時間	延作業時間	賃率	金額（円） (延作業時間 × 賃率)	備 考
原 体							
包 装							
合 計						( 3 )	

### 4 製造経費

	原 体（円）	包 装（円）	備 考
エネルギー 電気代 ガス代 水道料 小 計			
設備償却費 減価償却費 保険料 租税公課 小 計			
消耗品他 消耗品費 補助部門費 その他 小 計			
合 計			( 4 )

5 一般管理販売費

	金額（円）	備考
一般管理費・販売費用		
ロイヤリティー		
トラッキング費用		
メンテナンス費用		
合 計		( 5 )

6 研究開発費

	金額（円）	備考
基礎研究費		
臨床研究費		
市販後調査 に係る費用	有 ・ 無	
その他		
合 計		( 6 )

価格調整の資料

算定希望価格		( 1 )			
製造元 ( 製造国 )					
諸外国における価格等の状況					
国 名	価 格 ( 現地価格 / 円換算 )	販売の有無	承認の有無	承認申請の有無	備 考
アメリカ合衆国		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
連合王国		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
ドイツ		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
フランス		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
オーストラリア		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

為替レート (            ~            ( 申請直前の 1 年間 ) の日銀による為替レートの平均 )

1 米    ド    ル =            円  
 1 英    ポ    ンド =            円  
 1 ユ    -    ロ =            円  
 1 オーストラリアドル =            円

外 国 平 均 価 格 =            円 ( 2 )

注 ) 外国価格算出ルール ( 2.5 倍 / 1.6 倍 ) に該当する場合は計算式を記載すること。

調整式

外国平均価格との比 ( ( 1 ) / ( 2 ) ) :

迅速な保険導入に係る評価に関する資料

日本及びアメリカ合衆国における承認申請状況

アメリカ合衆国における  
食品医薬品化粧品法に基づく  
承認申請状況

承認 ・ 承認申請中 ・ 未申請



アメリカ合衆国における食品医薬品化粧品法に  
基づく承認申請日 ( 1 )

年 月 日

日本における医薬品医療機器法に基づく  
承認申請日 ( 2 )

年 月 日

上記の差 ( ( 2 ) - ( 1 ) )

日間

医薬品医療機器法に基づく総審査期間のうち、申請者側の期間

新医療機器の優先品目又は改良医療機器の臨床あり

日間

新医療機器の通常品目

日間

その他

様式 8

医療経済上の有用性に関する資料

本材料の使用による医療費の増額分 ( 1 )	円
本材料の使用による医療費の減額分 ( 2 )	円
最終的に医療費全体に与える影響額分 ( ( 1 ) - ( 2 ) )	円
< 根拠 >	

メンテナンスに関する資料

メンテナンスの要・不要	要 ・ 不要
メンテナンスの内容	

様式 1 0

保険適用に係る事前相談連絡票

< 送信先 >

厚生労働省医政局経済課

T E L : 03-3595-3409

E m a i l : kikihoken@mhlw.go.jp

以下の内容にて事前相談を希望します。

希望日時 第一希望 年 月 日 ( ) : - :  
 第二希望 年 月 日 ( ) : - :  
 第三希望 年 月 日 ( ) : - :  
 第四希望 年 月 日 ( ) : - :

相談方法 オンライン相談 対面相談

所要時間

人数

相談事項 ( 相談事項が複数ある場合は、項目毎に箇条書きにして、以下の点を参考に相談内容を簡潔かつ具体的に記載してください。 )

記載できる範囲で記載ください。1枚に収まらない場合は書式自由。

連絡先	企業名 : 担当者氏名 :	電話番号 : E-mail :
-----	------------------	--------------------



様式 1 1

安定供給に係る事前相談連絡票

< 送信先 >

厚生労働省医政局経済課

TEL:03-3595-3409

E-mail : kiki-supply@mhlw.go.jp

以下の内容にて事前相談を希望します。

- 希望日時 第一希望 年 月 日 ( ) : - :  
 第二希望 年 月 日 ( ) : - :  
 第三希望 年 月 日 ( ) : - :

相談方法 オンライン相談 対面相談

所要時間

人数

○相談事項

製品名		
相談事項	供給停止	供給不安
	内容 :	
以下の項目について、該当する項目についてご記載ください。		
1 : 本品の概要 (使用目的、疾患の概要等)		
2 : 本品の市場シェア		
3 : 本品に特異的な疾患の有無		
4 : 国内における同じ技術 (測定原理・技術) の代替製品の有無及びその市場シェア		
5 : 4 . で同じ技術 (測定原理・技術) の製品がない場合、代替技術の有無		
6 : 4 . 及び 5 . であげた代替製品・代替技術が代替となる根拠		
7 : 供給停止又は供給不安の理由の詳細		
8 : 供給停止の決定時期		
9 : 学会ガイドライン等への記載有無		
10 : 本品の在庫量及び市場流通が終了する時期		
体外診断用医薬品の場合、以下もご記載ください。		
11 : 検査の場合、測定機器は専用機器か汎用機器か		
12 : 本品の主な使用場所 (検査所又は医療機関) 及びその割合		
添付文書 (URL)		
連絡先	企業名 : 担当者氏名 :	電話番号 : E-mail :

厚生労働省医政局経済課長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医療機器の安定供給に係る報告

弊社下記製品については、付記の理由により安定供給に支障が出るおそれ等があるため、事前報告いたします。

保険医療材料の別（A 1・A 2・B 1）\*いずれかに をつけて下さい。

報告の種類	供給停止 供給不安		
販売名			
添付文書（URL）			
製造販売承認、認証又は届出番号			
承認年月日、認証年月日又は届出年月日 <small>（又は最終一部変更年月日）</small>		保険適用年月日	
製造輸入の別		製品名・ 製品コード	
製品概要			
使用目的			
機能区分・特定診療報酬算定医療機器の区分		関連診療報酬項目	
理由及び発生原因			
影響時期	供給停止： 年 月頃に停止見込み。 供給不安： 年 月頃発生し、 年 月頃供給再開見込み。		
過去3年間の日本国内への供給実績	【 年度】 日本国内への供給実績： 【 年度】 日本国内への供給実績： 【 年度】 日本国内への供給実績：		
在庫量	年 月 日時点： 在庫がなくなるまでの期限（予測）：		
予想市場占有率			
代替品等の有無	無 対象製品の一部には代替品等有（製品名： 、予想市場占有率： ） その他（理由： ）		
代替品・代替療法及びその理由			
関係工業会への情報提供可否	可 一部可（ のみ提供可） 否		
連絡先	担当者氏名：	電話番号：	E-mail：
備考			

（提出部数 1部）

整理番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

厚生労働省医政局経済課長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医療機関等の説明結果報告

販売名		
製造販売承認、 認証又は届出番号		
医療機関等への説明結果：		
連絡先	担当者氏名：	電話番号：
		E-mail：
備考		

（提出部数 1部）

医療機器保険適用取下げ書  
( 保険適用区分 A 1 ・ A 2 ・ B 1 )

販売名			
添付文書 ( URL )			
製造販売承認、認証 又は届出番号			
承認年月日、認証年 月日又は届出年月日 <small>( 又は最終一部変更年月日 )</small>		保険適用年月日	
製造輸入の別		製品名・ 製品コード	
製品概要			
使用目的			
機能区分・特定診療 報酬算定医療機器の 区分		関連診療報酬項目	
取下げ理由			
連絡先	担当者氏名 :	電話番号 :	
		E-mail :	
備考			

上記のとおり、保険適用の取下げを希望します。

年 月 日

住所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

厚生労働大臣 殿

収載後のチャレンジ申請に係る定期報告

販売名	
機能区分・医療技術	
チャレンジ申請を行うことの妥当性が認められた年月日	
チャレンジ申請を希望する機能等	
データ等の収集状況：	
連絡先	担当者氏名： 電話番号： E-mail：

上記のとおり、収載後のチャレンジ申請に係る状況について、報告します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

収載後のチャレンジ申請に係る希望取下げ書

販売名	
機能区分・医療技術	
取下げ理由及び これまでのデータ収 集状況	
担当者連絡先	担当者氏名 電話番号： E - m a i l：

上記のとおり、収載後のチャレンジ申請に係る希望の取り下げを希望します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

厚生労働大臣 殿

## 医療機器保険適用希望書等の記載要領

(医療機器保険適用希望書)

- 1 「希望する特定診療報酬算定医療機器の区分」欄については当該医療機器が該当する区分名を記載する。
- 2 「希望する特定保険医療材料の区分」欄については当該医療機器が該当する区分番号及び区分名を記載する。なお、区分番号及び区分名については、材料価格基準に基づき記載すること。
- 3 「機能区分コード」欄については、別に定める機能区分コードを記載する。
- 4 「保険適用希望種別」欄については、該当する種別を で囲む。なお、各種別の定義は次による。
  - 1 . 新規：新規に保険適用を希望する場合（他の区分では既に適用されているが今回の区分では初めて希望する場合も含む。）
  - 2 . 販売名、製品名、製品コードの追加・変更：今回希望する機能区分に既に保険適用されている製品であって、販売名、製品名若しくは製品コードに追加又は変更がある場合
  - 3 . 使用目的又は効果の追加・変更：薬事承認書又は認証書に記載の「使用目的又は効果」に追加又は変更がある場合
- 5 「算定する関連診療報酬項目」欄及び「関連する診療報酬項目」欄については、算定方法告示の該当する項目を記載する。
- 6 「販売名」欄については、薬事承認書又は認証書に記載の「販売名」を転記する。また、販売名が複数存在する場合はその総数についても記載する。
- 7 「製品名・製品コード」欄については、当該製品の名称、製品コード及びその総数（追加・変更の場合はその数）を記載し、製品名が複数存在する場合は、各々の製品名と製品コードとの対応が明確となるように記載する。

なお、製品コードについては、JAN (Japanese Article Number) コード（海外製造品ではUPCコード、EANコード等）を記載する。ただし、JANコードの記載が困難である製品については備考欄にその理由を記載する。
- 8 「類別」欄については、薬事承認書、認証書又は届書に記載の「類別」を転記する。
- 9 「一般的名称」欄については、薬事承認書、認証書又は届書に記載の「一般的名称」を転記する。
- 10 「承認番号、認証番号又は届出番号」欄については、取得した承認の承認番号、認証番号又は届出番号を記載する。
- 11 「承認年月日、認証年月日又は届出年月日」欄については、取得した承認の承認年月日、認証の認証年月日又は届出の届出年月日を記載する。一部変更承認の場合は最終の一部変更承認年月日又は一部変更認証年月日を記載する。
- 12 「使用目的又は効果」欄については、薬事承認書、認証書又は届書に記載の「使用目的又は効果」の使用目的の部分及び該当ページ番号を転記する。
- 13 「製品概要」欄については、当該製品の概要を簡潔に記載する。
- 14 「医療機関向け取扱い説明書又はパンフレットの有無」欄については、医療機関向け取扱い説明書及びパンフレットの有無を記載し、ある場合は資料を添付する。
- 15 「メンテナンスの要・不要」欄については、メンテナンスの要又は不要を記載する。
- 16 チャレンジ申請による再評価を希望する場合にはチャレンジ申請希望に「有」と記載し、それ以外の場合には「無」を記載する。
- 17 「希望小売価格（参考）」欄については、参考として、予定している希望小売価格を記載する。
- 18 「算定希望価格」欄については、有効数字4桁目を四捨五入し記載する。

- 19 「担当者連絡先」欄については、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載する。また、担当者が複数いる場合は主として対応する者の氏名に下線を引く。
- 20 「備考」欄については、薬事承認事項の一部変更承認、認証事項の一部変更認証又は届出事項の一部変更届出の場合は、変更の内容を簡潔に記載する。承継・社名変更等により薬事承認書、認証書又は届書と氏名が異なる場合はその内容を記載し、そのことについて確認できる資料（社名変更の案内、承継届の写し等）を添付する。また、今回希望する機能区分で既に保険適用されていて、販売名、製品名若しくは製品コード等の追加又は変更を希望する場合は、過去の最新の保険適用年月日を記載する。また、別紙「9その他」に該当する場合は、「希望する特定保険医療材料の区分」に記載していないもう一方の該当する区分番号及び区分名を記載する。
- 21 「住所」については、法人にあっては主たる事務所の所在地を記載する。
- 22 「氏名」については、法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記載する。

（医療機器保険適用希望資料）

- 23 「使用目的又は効果」欄については、薬事承認書、認証書又は届書に記載の「使用目的又は効果」の使用目的の部分及び該当ページ番号を転記する。
- 24 「形状、構造及び原理」欄については、薬事承認書、認証書又は届書に記載の「形状、構造及び原理」の概要部分及び該当ページ番号を転記する。概要部分又は原理の記載がない場合は、該当ページ番号のみ転記する。
- 25 「原材料」欄については、定義関連事項がある場合は、薬事承認書、認証書又は届書の該当箇所及び該当ページ番号を転記し、定義関連事項がない場合は、「定義関連事項なし」と記載し、該当ページ番号を転記する。
- 26 「使用方法」欄については、定義関連事項がある場合は、薬事承認書、認証書又は届書の該当箇所及び該当ページ番号を転記し、定義関連事項がない場合は、「定義関連事項なし」と記載し、該当ページ番号を転記する。
- 27 先駆け審査指定制度の対象品目として指定され承認された医療材料である場合は「有」と記載し、それ以外の場合には「無」を記載する。

（推定適用患者数及び予測売上高根拠資料）

- 28 「推定適用患者数」欄については、薬事承認された使用目的又は効果の範囲内において適用となると考えられる患者全体の人数を記載する。
- 29 「本医療機器使用患者数」欄については、推定適用患者数のうち、当該医療機器を用いた医療技術の経時的な予測浸透率、対象疾患に係る他の医療技術の予測選択割合等を考慮して算出した当該医療機器の使用患者数を記載する。ただし、当該医療機器の後発医療機器への置き換わりは考慮しない。

（希望区分及び選定の根拠）

- 30 「希望区分の名称」欄については、当該医療機器が該当する区分の番号及び区分名を記載する。（本記載要領1及び2を参照）
- 31 「選定した根拠」欄については、希望する区分の各定義事項に対し、薬事承認書、認証書又は届書の何ページのどの内容（もしくは図）から定義に合致していると判断したのかを関連付けながら説明する。必要に応じて補足の説明を加えることが望ましい。
- 32 「希望区分における類似製品の名称」欄については、今回希望する区分で保険適用されていて、かつ、類似すると判断される製品名を記載する。
- 33 「当該製品の概要」欄については、類似する製品の概要、製造元、承認番号、認証番号又は届出番号、保険適用年月日等を可能な範囲で記載する。

（本医療機器に関連する医療技術）

- 34 当該医療機器が適用とする疾患に対する既存治療の概要及び既存治療の課題、当該



医療機器を用いた手技等の概要、当該医療機器の臨床試験の概要、準用希望技術料の妥当性の説明等を記載する。

(その他)

35 複数の構成品によって構成され、組み合わせて用いる品目については、原則として構成品ごとに保険適用希望書を提出する。

本記載要領において、「転記」とは薬事承認書、認証書又は届書の記載通り書き写すことをいう。